

みんなで築こう人権の世紀

人権市民のつどい

入場
無料

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

第1部

京都府人権啓発ユニット
派遣事業

10:00～ 映画「梅切らぬバカ」

父親代わりの梅の木が運んでくれた
"小さな奇跡"とは…

©2021 「梅切らぬバカ」フィルムプロジェクト

- 小・中学生の人権啓発書道・ポスター・標語を展示しています！
- 人権相談所(14:00～)を開設しています！

第2部

13:30～ 式典
人権啓発書道・ポスター・標語表彰式

14:00～ 中学生人権作文の朗読

14:25～ 人権講演会
「エンジョイライフ
楽しく生きなきゃ損！～」

【講師】松本義和さん

- *パラアスリート
東京パラリンピック柔道選手
- *シドニーパラリンピック
柔道銅メダリスト
- *アテネパラリンピック
日本選手団旗手

20歳で失明。そこから行動面や精神面でどんな変化があったのでしょうか。生きていくために仕事をし、スポーツを通した楽しく充実した日々についてお話いただけます。

～お誘い合わせの上、ぜひお越しください～

と
き

2022年 11月16日 水

第1部 10:00～12:00

第2部 13:30～16:00

と
ころみやづ歴史の館
文化ホール

(宮津市字鶴賀2164)

※駐車場は、市営浜町立体駐車場
(5時間以内無料)をご利用ください。

- ご来場の際は、裏面をご確認いただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、内容の変更または中止する場合があります。

要約筆記・手話通訳有

■主催／宮津市 宮津市教育委員会 丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会

【お問い合わせ】宮津市市民環境部市民環境課 Tel 0772-22-4622 Fax 0772-25-1691

(杉末会館内)

E-Mail : jinken@city.miyazu.kyoto.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 下記のことについて、ご協力をお願いします。

- 当日、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせてください。
 1. 平熱を超える発熱、
 2. せき、のどの痛みなど風邪の症状
 3. だるさ、息苦しさ
 4. 嗅覚や味覚の異常
 5. 体が重く感じる、疲れやすい等
 6. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある
 7. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- 必ずマスクを着用してください。
- 会場内での飲食は禁止とします。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- 受付では、検温および連絡先の情報提供にご協力ください。
- 会場内で大声を出したりしないでください。
- 感染防止のために主催者が決めた措置を遵守し、主催者の指示に従ってください。

▼ 知っていますか？ 人権3法 ▼

●障害者差別解消法 (H28.4.1～施行)

【不当な差別的取り扱いの禁止】

この法律では、国や地方公共団体等及び民間事業者が、「障害を理由として差別すること」を禁止しています。

【合理的配慮の提供】

国や地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められています。

●ヘイトスピーチ解消法

(H28.6.3～施行)

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。この法律では、違いを認め、互いの人権を尊重し合うことが求められています。

●部落差別解消推進法

(H28.12.16～施行)

この法律では、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえ、たうえで「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざしています。